岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第４回本部員会議

次　　第

日時　令和２年３月 13 日（金）
　　　９時 00 分から
場所　県庁３階　第一応接室

１　開会

２　議題

（１）新型コロナウイルス感染症に係る対応策について　【資料１】
（２）各部局の取組状況等及び国の第２弾緊急対策を踏まえた対応方針　【資料２】

３　その他

（１）新型インフルエンザ対策特別措置法の改正案の内容について　【参考資料】

４　閉会

【資料１】

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

１　これまでの対応状況

（１）国の対応

１月６日	・　各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請
１月７日	・　各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出
１月 16 日	・　国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出（通常の感染対策の呼びかけ等）
１月 21 日	・　関係閣僚会議を開催
１月 30 日	・　「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」（本部長：首相）を設置 ・　全国知事会が「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置
１月 31 日	・　**ＷＨＯが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言** ・　外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「渡航自粛」に引き上げ（湖北省は渡航中止勧告）
２月１日	・　新型コロナウイルス感染症を「**指定感染症**」等に指定する政令施行 ・　出入国管理法に基づく入国規制の実施（湖北省発行旅券を所持する者及び 14 日以内の湖北省滞在者） ・　都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請 ① 次医療圏毎の「**帰国者・接触者外来**」の設置 ②「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う「**帰国者・接触者相談センター**」の各保健所への設置
２月 13 日	・　新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正 ・　新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「**浙江省**」を追加
２月 16 日	・　**感染症対策専門家会議**を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議
２月 19 日	・　第２回感染症対策専門家会議を開催し、患者が増加する局面を想定した対応について協議 ・　相談・受診の目安について協議
２月 24 日	・　第３回感染症対策専門家会議を開催し、感染対策の基本方針について協議
２月 25 日	・政府対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定

2月27日　・安倍首相が国の対策本部において、全国の小中学校、高校、特別支援学校を３月２日から臨時休校するよう要請

2月29日　・安倍首相　記者会見（臨時休校やPCRの保険適用等について）

3月10日　・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第２弾－」

（２）県の対応

1月9日　・　県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請

1月21日　・　県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施

1月24日　・　県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請

1月25日～2月8日　・　上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施

1月29日　・　感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認

2月2日　・　厚労省からDMATに対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から１名が２日間対応

2月5日　・　「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取組み等を情報共有

2月6日　・　**第２回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認

2月7日　・　「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議

2月8日　・　「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始

2月10日　・　県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等による**「**連絡会議**」を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有

2月11日　・　「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議

2月18日　・　岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第１回本部員会議を開催

2月22日　・　第３回医療連絡会議を開催し、患者が増加することを想定した医療体制について協議

2月26日　・　第２回岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議開催

（３）　県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

ア　開設日

令和２年２月８日

イ　受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日　9時00分～17時00分	各県保健所（９か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）24時間体制（2/19～）	県庁医療政策室

ウ　相談対応件数

	2/8土 ～ 3/5木	3/6 金	3/7 土	3/8 日	3/9 月	3/10 火	3/11 水	累計
各保健所	610	4	58	42	38	4	58	794
医療政策室	181	18	14	12	11	18	14	266
合計	791	22	72	54	49	22	72	1,060

エ　主な相談内容

・　発熱はないが、咳がとまらず心配だ。

・　人が多く集まる場所にいった後から、咽喉痛が出ている。

（４）　県内の一般相談窓口への相談状況

ア　開設日

令和２年１月21日

イ　受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日　9時00分～17時00分	各県保健所（９か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）9時00分～21時00分	県庁医療政策室

ウ　相談対応件数（件数の計上は２月８日から）

	2/8土 ～ 3/5木	3/6 金	3/7 土	3/8 日	3/9 月	3/10 火	3/11 水	累計
各保健所	129	37	2	1	62	38	39	149
医療政策室	790	3	1	5	3	6	2	989
合計	919	40	3	6	65	44	41	1,138

エ　主な相談内容

・　親が岩手で一人暮らしをしている。新型コロナウイルスになった場合に検査が受けられるか心配だ。

（５）　新型コロナウイルスの検査状況

これまで検査は**22件実施し、全て陰性**であった（３月12日６：00時点）

２　２月25日、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の概要

（１）基本方針の趣旨

・　現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的に示たもの。

（２）新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

・　一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。

・　閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

（３）現時点での対策の目的

・　感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。

・　重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

（４）新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

①　国民・企業・地域等に対する情報提供

・　国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけ

・　企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等の呼びかけ

・　地域や企業に対する感染拡大防止の観点からの開催の必要性の検討要請

②　国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生動向調査））

・　地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのＰＣＲ検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

③　感染拡大防止策

○　地域で患者数が継続的に増えている状況での

・　積極的疫学調査や健康観察は縮小及び、広く外出自粛の協力を求める対応へのシフト

・　地域の状況に応じた、患者クラスターへの対応を継続、強化する。

○　学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関する都道府県等の設置者等への要請

④　医療提供体制

・　地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、感染を疑う患者を受け入れる
・　透析医療機関、産科医療機関等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療を行わない医療機関を事前に検討
・　症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診すること。
・　症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、電話による診療等により処方箋を発行するなど、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築すること。

（５）今後の進め方について

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進める。

資料２

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　秘書広報室

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

１　県民向け広報

ア　県ホームページによる情報提供

・　県ホームページに新型コロナウイルス感染症関連情報を集約した特設ページを開設し随時更新

イ　ＳＮＳ（ツイッター（フォロワー数：67,844件）・フェイスブック（同：14,191件））を活用した情報提供

・　県民への注意喚起（特設ページの開設、冷静な行動の呼びかけ、悪質商法への注意喚起等）

・　イベント等の中止情報

・　関係省庁（内閣府、厚生労働省等）のリツイート

２　提言等受理状況

ア　受理件数（３月11日正午現在）

	計	電　話	メール等（※）
	３６件	２件	３４件
県　　内		１件	２８件
県　　外		０件	６件
不　　明		１件	０件

※県ホームページ（インターネット知事室等）の問い合わせフォーム、ＦＡＸで受信したものを含む。

イ　主な提言内容

・　幼稚園、保育所、学校等での感染拡大防止　１１件

・　県の検査体制、医療体制　７件

・　イベント等の自粛　５件

・　県内の観光地、高速道路サービスエリア等での感染拡大防止　２件

・　県職員、教職員の人事異動　２件

・　ダイヤモンド・プリンセス号への対応　２件

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

なし

（３）（２）を踏まえた対応方針

なし

（４）その他

関係部局と連携し、県民や事業者向け等の情報発信や呼びかけをしていくほか、提言への適切な対応に努めていく。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　総務部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）
【施設利用料関係】 ・　指定管理者制度を導入している公の施設において、新型コロナウイルス感染症対策本部の要請を踏まえ、イベント等による利用申込をしていた主催者から、利用取消の申し出を受ける事例が多数発生。 【防災関係】 ・　３月 13 日（金）に開催する予定であった岩手山及び栗駒山火山防災協議会を書面協議に変更。 ・　防災危機管理に携わる職員に感染者が発生した場合の事業継続計画に基づく災害対策本部等の細部運営要領を検討し、準備。 ・　消防庁における緊急対応策（第２弾）として、消防の対応事案が大幅に増えた場合、不足する資機材について消防庁が消防機関に直接提供・支援することが決定（R2.3.10）。このことについて、県内全消防本部に周知。 【人事組織関係】 　感染拡大防止と職員の健康保持を図る観点から、知事部局において、時差通勤の拡充などを実施（３月３日付）。
（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
【施設利用料関係】 　第 19 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和２年３月 10 日開催）において、全国規模のイベントについては、中止、延期、規模縮小等の対応について、今後概ね 10 日間程度、継続するよう、協力依頼があったところ。
（３）（２）を踏まえた対応方針
【施設利用料関係】 　新型コロナウイルス感染症対策本部からの要請に基づき、イベント等を中止したものと認められる場合に限り、公の施設の利用料金については、返還するものとする（詳細は別添のとおり）。
（４）その他
特になし

第４回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議資料
令和２年３月１３日
総務部

指定管理者制度導入施設における利用料金の返還について

【要旨】
　このことについて、**国の新型コロナウイルス感染症対策本部からの要請**に基づき、利用者が**指定管理者制度を導入している公の施設の利用を取り消した場合の収納済の利用料金について、利用者へ返還することとします。**
　なお、**上記の措置に伴う指定管理者の減収額相当については、県において補填することとします。**

1　返還対象とするイベント等及び対象期間

(1) 返還対象とするイベント等

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止を理由とした、イベント等による公の施設の利用が中止された場合、利用料金を返還することとする。返還にあたっては、取消理由が、新型コロナウイルス感染予防・拡大防止によるものであることを利用者に確認する。

(2) 返還の対象期間

令和２年２月 26 日（水）～令和２年３月 31 日（火）

※令和２年２月 26 日（水）：国の第 14 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、イベント等の自粛要請があった日

2　指定管理料の取扱いについて

上記の措置に伴う指定管理者の減収額相当については、県が補填することとする。

3　その他

令和２年４月以降の対応については、状況を踏まえ、別途判断する。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　　政策地域部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

全国知事会関係

・２月 21 日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」をとりまとめ、関係省庁等に要請活動を実施
・２月 25 日「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、第１回会議を開催
・３月５日 第２回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議を開催、関係省庁と意見交換を実施するとともに、下記の緊急提言を決定

①「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」
②「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言」
③「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言」

・３月５，６日 上記３提言を関係省庁に要請
・３月６日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言」をとりまとめ、菅内閣官房長官に要請
・３月 10 日 「国と地方の協議の場（令和元年度臨時会合）」が開催され、地方六団体の代表に関係大臣が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第２弾）」について説明・協議

学校関係

・県内の大学における卒業式等の実施に係る対応状況について、情報収集を実施
⇒卒業式については、中止が５大学、規模を縮小して開催が１短期大学となっている。
いずれの大学も、今後予定されている入学者選抜試験については感染症対策を徹底したうえで予定どおり実施する見込
・私立学校に対し、文部科学省が通知する新型コロナウイルス感染症対策について周知

国際業務関係

・在留外国人等への周知を実施
・旅券窓口における感染症対策の徹底
・県ホームページにより、風邪症状がある者、渡航予定に余裕がある者に対し、旅券申請を控えることを依頼

公共交通関係

・花巻―上海定期便運休(2/8～7/11)、花巻―台北定期便運休(3/4～3/28)
・いわて花巻～札幌便（新千歳）　3/9、3/11～3/19　１日１往復２便運休
・いわて花巻～大阪便（伊丹）　3/12～3/14　１日１往復２便運休、3/15～3/19　１日２往復４便運休
・実施を予定していた各種イベントの中止、縮小
・公共交通機関における感染症対策を実施
・公共交通機関における業務従事者の感染症対策を実施
・岩手県バス協会から県に対するマスクの供給等に係る要望を受理

総務省とのリエゾンを通じた情報共有

地方自治体の現状や対策、具体的な課題、国への要望を事項について、総務省と各都道府県等との間における１対１の情報共有窓口（リエゾン）を通じて情報共有を図り、下記事項を国に対し要望

① マスク、消毒薬の十分な量の確保に向けた供給・流通体制の構築（特に、高齢者施設等のマスク等の確保対策）

② マスク等の医療物資に係る、国における確保と医療機関への優先配分

③ 簡易検査キットなどの迅速診断方法の早期確立と医療現場への普及

④ イベント・旅行等の自粛により減収が生じた事業者に対しての支援策

⑤ 学校の臨時休業の期間中における児童等の受入態勢の確保等に係る関係機関への要請

⑥ ４月以降の罹患状況に応じた、教育現場における想定される対応・スケジュールの早期提示

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

【感染拡大防止策と医療提供体制の整備】

① 感染拡大防止策

全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者等に対し、従業員の感染症対策の周知徹底等要請

② 情報発信の充実

在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

（３）（２）を踏まえた対応方針

① 感染拡大防止策

交通事業者に対する、マスク、消毒液の十分な量の確保に向けた供給・流通体制の構築について、引き続き知事会を通じて国へ要望

② 情報発信の充実

在留外国人等への多言語での情報提供等については、国際交流協会ホームページ内で新型コロナウイルスに関して情報共有を行う等、適宜必要な対応を実施していること。

（４）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　文化スポーツ部

（1）これまでの取組状況（主な現状等）
○　文化・スポーツの各種イベント・公演等の延期、中止又は規模縮小等 ○　感染防止のためのマスク、アルコール消毒液、検温計の不足 ○　各種イベント公演の中止、延期等による指定管理者における利用収入の減収
（2）第2弾緊急対策の概要（各部局所管分）
○　多数の方が集まるような全国的な文化・スポーツイベントの中止、延期又は規模縮小等の対応要請について、今後概ね10日間程度継続するよう要請されている。
（3）（2）を踏まえた対応方針
○　国からの通知の内容を踏まえ、当部で主催する各種文化・スポーツイベント等のほか、3月中に予定している外部の方が参加する交流会や研修会についても延期又は中止とすることとした。
（4）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

環境生活部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）
○国からの通知等を受け、関係機関及び関係団体に周知し、対応を依頼済（以下は主なもの） ・県内における旅行客発症の場合等の適切な対応について（旅館ホテル生活衛生同業組合及び住宅宿泊事業者向け） ・予防対策や患者発生時の対応等について（旅館業、住宅宿泊事業者向け） ・中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示基準の運用について（関係機関向け） ・休講等の影響を受けた生徒等（調理師、製菓衛生師、理容師、美容師等）への配慮等について（学校、養成施設等向け） ・水道事業従事者の予防対策等について（水道事業者向け） ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて（火葬場設置者向け） ・食品等取扱事業者から新型コロナウイルス感染症への対応について相談があった場合の助言・指導について（保健所向け） ※今後も、国からの要請については、適時適切に関係機関へ周知 ○県民への情報発信 ・消費者向け関連情報を県ホームページ（新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載し、注意喚起や情報提供 ３/２　新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！ ３/３　マスクやトイレットペーパーの状況について ３/11　上記に、マスクの転売禁止の情報を追加
（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
○需給両面からの総合的なマスク対策 ・ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正、R２．３.11公布、R２．３.15施行） ・マスクメーカーに対するさらなる増産支援 ・それ以外の物資についても、国民の間で円滑な供給に不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含めた対応を実施
（３）（２）を踏まえた対応方針
・消費者向け関連情報として、県ホームページに、マスクの転売禁止の情報を追加　※再掲 ・今後も、消費者向け関連情報について、ホームページ等を通じて県民へ周知
（４）その他
－

新型コロナウイルス感染症に係る取組状況

部局等名　　保健福祉部

（1）これまでの取組状況（主な現状等）

【相談・検査等】

○　県ホームページへ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を掲載（1/21～）

○　「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の運用開始（2/8）

○　「帰国者・接触者相談センター」の全日（土日・祝日を含む）24 時間体制の整備（本庁 2/19～）

○　「県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会」を設置し、専門的な知見に基づく検査に係る助言体制の整備（2/11）

○　「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」を開催し、具体的対応を確認（1/29、2/6、2/22）

○　著しくひっ迫したマスクの供給不足に対し、市町村等へ在庫状況を緊急調査し、提供を依頼し、併せて国からもマスクを確保して、岩手医大及び県医師会への要望対応を実施

○　ＰＣＲ検査の保険適用による民間検査機関への依頼が可能となり、２検体実施（3/6 から）

○　実績

①　相談件数

1,060 件（保健所 794 件、県庁 266 件）（3/11 現在）

②　検査状況

22 件実施、全て陰性（３月 11 日９：00 時点：民間検査分を含む）

【社会福祉施設関係】

○　全国的に感染防護のための資材の入手が困難である状況を踏まえ、国において責任をもって調達・供給するよう、２月上旬に衛生部長会を通じて、３月上旬には全国知事会を通じて要望を実施

○　社会福祉施設におけるマスク・アルコール消毒液の保有状況等について調査を実施

○　政府による学校の臨時休業等の要請を受け、保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおける臨時休業中の対応状況について調査を実施

（2）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

【相談・検査等】

需給両面からの総合的なマスク対策

医療機関向けマスク 1,500 万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布

（国：予算額　186 億円）

ＰＣＲ検査体制の強化

ＰＣＲ検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）

（国：予算額　10 億円）

医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
（国：予算額　133億円）
新たな法整備（令和２年３月10日閣議決定）
新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用
【社会福祉施設関係】
感染拡大防止策
介護施設、障がい者施設、保育所等における消毒液購入等への補助
（国：予算額　107億円）
受給両面からの総合的なマスク対策
国が一括購入した布製マスクを、介護施設、障がい施設、保育所、放課後児童クラブ等に１人１枚行き渡るように配布する。
（国：予算額　186億円）
放課後児童クラブ等の体制強化等
午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費の支援
（国：予算額　470億円）※国10/10
生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化
新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への支援
（国：予算額　1,192億円の内数）

（３）（２）を踏まえた対応方針

【相談・検査等】
・　医療機関向けマスクを国が購入して必要な医療機関に優先配布を行う方針が示されたことから、マスク不足によって医療現場に支障が生じないよう対策を図る。
・　重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入などを支援する事業について関係機関と調整中。
・　新型コロナウイルス感染症を暫定的に加える新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた更なる感染対策を推進する。
【社会福祉施設関係】
・　第２弾緊急対策を受け、国の財政支援の内容に関し調査中。
・　国が一括購入した布製マスクを、介護施設、障がい施設、保育所、放課後児童クラブ等に配布するとの方針が示され、配布に関する調査依頼が行われているところであり、このような国の動きとも連携し、マスク等の不足により、県内の社会福祉施設の運営に支障が生じないように対応を行っていく。

（４）その他

【社会福祉施設関係】
引き続き、市町村・関係団体等と連携し、社会福祉施設の状況把握に努めるとともに、国の動向に迅速に対応していく。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　商工労働観光部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

・　県（県庁及び広域振興局）に設置した相談窓口において、資金繰り相談など中小企業者の経営相談に対応。（３月 10 日現在：33 件）
・　３月 11 日に、国（東北経産局・岩手労働局等）、商工指導団体、金融機関等による経済金融連絡会議を開催し、各機関等における対応状況等を情報共有。
・　県民が県内の生産者や企業が生産する商品を知って、消費していただくことで、地元生産者や企業を応援し、地域全体を元気にしていくため、３月６日から「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」を展開中。３月 12 日に、スタートアップセレモニーを実施。
・　３月 17 日、３月 23～27 日に、ＷＥＢを活用した企業説明会を開催予定。（3/12 現在：参加予定企業数 70 社）

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

①　学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
・　保護者の休暇取得支援（正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設、委託を受けて個人で仕事をする方も支援）
・　テレワーク等の推進（時間外労働等改善助成金の特例コースの新設など）

②　事業活動の縮小や雇用への対応
・　雇用調整助成金の特例措置の拡大（支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主へ拡大など）
・　強力な資金繰り対策
（・　日本政策金融公庫による特別貸付（金利引下げ、個人事業主や売上高が急減している中小企業・小規模事業者を対象とした実質的な無利子化）
・　セーフティネット４号及び５号に加え、融資額の 100％を保証する危機関連保証の発動等）

（３）（２）を踏まえた対応方針

・　引き続き、相談窓口を通じて、情報収集・把握に努める。
・　国や関係団体と連携しながら、影響を受けている事業者への経営指導、国の緊急対応策や県単融資などの金融支援、雇用の維持のための各種支援に取り組んでいく。

（４）その他

・　宿泊業における令和２年２月から４月までのキャンセル数（R2.3.5 時点）を調査した結果、県全体で約 138,500 人泊であり、そのうち約 75％は国内客であった。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　農林水産部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

○　**「買うなら岩手のもの運動」**～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～の**スタートアップセレモニー**を開催し、県内で生産されている**牛乳の消費拡大等をＰＲ**。（3/12）

○　上記運動の一環として、卒業式等の中止により需要が減少している**花き**について、**ホワイトデーの贈り物として購入**を呼び掛ける**販売会**を県庁、産業会館等で開催し、**県産花きの消費拡大をＰＲ**。（3/13）

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

１　学校給食休止への対応

①　**食品納入業者・生産者等に対する支援**

学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、**代替販路の確保**に向けた**マッチング等の支援**及び販路が確保できない場合の**慈善団体等への寄付**のための**輸送費等の支援**

②　**酪農家**に対する支援

学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、**既存の加工原料乳生産者補給金制度**を活用してもなお生じる**価格差の支援**及び**加工施設への輸送費の支援**

③　**乳業メーカー**に対する支援

脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった**学校給食用牛乳**をやむを得ず**廃棄**した場合の**処分費用の支援**

２　強力な資金繰り対策

①　農林漁業者の資金繰りについて、**日本政策金融公庫**等による融資における、**実質無利子化、実質無担保での貸付け等**の実施

（３）（２）を踏まえた対応方針

１　学校給食休止への対応

①　**食品納入業者**等に対する代替販路の確保に向けた**マッチング等の支援**については、現在、**国においてスキームを策定しているところ**であり、事業内容を確認の上、その内容について**情報提供**を行っていく。

②　**酪農家**に対し、関係団体と連携し、**減収補填対策**の内容を速やかに**周知**していく。

（国から生産者団体を通じて補助）

③　**乳業メーカー**に対し、国が示した**スキームや要綱**等について速やかに**周知**していく。

２　強力な資金繰り対策

①　新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農林漁業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、日本政策金融公庫等の金融機関と連携を図りながら、**国の資金繰り対策の概要**について**情報提供**を行っていく。

（４）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取組状況

部局等名　県土整備部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）
○港湾従事者に対する予防対策の周知や訪日外国人への周知（港湾） ○寄港が決まっていたクルーズ船の寄港中止（３回）（港湾） ○空港管理従事者に対する予防対策の周知や検疫対応に係る打合せ等の実施（空港） ○公園管理従事者事業者に対する予防対策の周知等（公園） ○地下街管理会社等に対する予防対策の周知等（街路） ○道の駅管理者（市町村）に対する予防対策の周知等（道路） ○施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応及び感染拡大防止に向けた対応の周知（県、市町村の工事発注者向け） ○学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について周知（県、市町村の工事発注者向け） ○下水道事業従事者に対する予防対策の周知（下水道） ○宮古・室蘭フェリー航路は、運航船の新型コロナウイルス対策に係る自衛隊支援及びその後の船体整備等のため、運休期間を３月 16 日の室蘭発便まで延長（港湾）
（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
○　公共工事等の柔軟対応（工期の延長等）
（３）（２）を踏まえた対応方針
○　受注者の意向を確認したうえで、必要に応じて、公共工事や業務における一時中止や工期延伸等の措置を実施中（２月末から継続中の対応）。
（４）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　　復興局

（1）これまでの取組状況（主な現状等）

【東日本大震災津波 岩手県・釜石市合同追悼式での取組状況】

①　東日本大震災津波 岩手県・釜石市合同追悼式（3月11日）について、開催時間の短縮や参列者を大幅に減らすなど式典内容等を見直したうえで開催し、感染防止対策として、マスク着用、消毒ボトル配置、検温等を実施した（参列者135名）。

【東日本大震災津波伝承館での取組状況】

①　感染症対策を実施

伝承館の最近の来館者数は、３月11日を控え増加傾向であり、３月11日は11月以来となる２千人を超える来館者があった（累計13万人に達した）。

現在の感染症対策として次の取組を実施している。

ア　伝承館受付にスプレー式アルコール消毒薬を設置
イ　解説員を含むスタッフのマスク着用や手洗いの励行
ウ　展示施設内のタッチパネル一部利用停止
エ　展示施設内のタッチパネル、タッチペン、被災者の証言録など来館者が手指を触れる箇所のまめな拭取
オ　シアターの椅子配置の見直し（間隔を開け、席数を40席→20席程度に縮小）
カ　館内の換気（１日２回程度）
キ　集客イベントの当面見合わせ

②　来館者への周知

国営追悼・祈念施設を管理する東北国営公園事務所から伝承館に対する協力要請に基づき、次の対応を実施している。

⑴　日本政府観光局（JNTO）の外国人旅行客向けコールセンター開設※を周知するチラシを伝承館受付に掲示

※　非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日・24時間、多言語で対応するコールセンターを開設し、新型コロナウイルス関連の問合せにも対応していること。

⑵　国が作成した感染症対策への協力を呼びかけるチラシを掲示

ア　「手洗い」に関するチラシを道の駅24時間トイレ洗面台に掲示
イ　「咳エチケット」に関するチラシを伝承館受付に掲示

③　マスク及び消毒薬の供給不足（調達困難）

マスク及び消毒薬の発注手続を進めるとともに（入荷時期未定)、供給体制強化に関する生産者への働きかけについて、総務省リエゾンを通じて国へ要望している。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　　出　納　局

（１）　これまでの取組状況（主な現状等）
○　地方公共団体の調達への対応に係る総務省通知の周知 【３月４日：市町村に対しては政策地域部から周知】 全庁に対して、納期・工期の設定や事業者への支払の配慮など、踏まえるべき点を周知 ○　施工中の工事における一時中止等の対応に係る国土交通省通知の周知 【３月４日：県土整備部と連名で周知】 全庁に対して、施工中の工事における一時中止等の対応を適切に行うよう周知 ○　物品等の庁内調達に係る対応方法の通知【２月 26 日】 全庁に対して、緊急に必要な感染症対策物品等は各所属で直接購入できることと、購入実績がある場合は、全庁で情報共有を図るため、出納局宛て連絡するよう通知（一部の部局から実績の報告あり）
（２）　第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
○　行政手続、公共調達等に係る臨時措置等 ・公共工事等の一時中止や工期の延長等の措置の実施 （一時中止期間の終期を３月 15 日から３月 19 日に延長）【３月 11 日付け国交省通知】 ・中小・小規模事業者との契約について、納期・工期の変更等の柔軟な対応の要請 ・上記各事業に係る予算の繰越しに対する弾力的な対応
（３）　（２）を踏まえた対応方針
○　地方公共団体の調達への対応 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける調達について、その調達事務手続及び国費事業の繰越事務手続が適切に行われるよう、各部局等からの相談に対応していく。 ○　施工中の工事における一時中止等の対応 一時中止期間の延長について全庁に周知するとともに、一時中止等を行った工事名等について、庁内各工事所管部局の決定状況を随時把握の上、国に報告を行っていく。 ○　物品等の庁内調達に係る対応 年度を越える納期延長等に係る事務処理について、全庁に周知する。
（４）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　　医　療　局

（１）これまでの取組状況（主な現状等）
・　新型コロナウィルス感染症の指定感染症の指定に伴う厚生労働省の要請に基づき、2／8までに、一部の県立病院に「帰国者・接触者外来」を設置した。また、「帰国者・接触者外来」の実施にあたって、不足する簡易ベット、個人防護服、HEPA フィルター付き空気清浄器等の資機材は、帰国者・接触者外来整備事業（保健福祉部）により整備した。 ・　2／25　政府の「新型コロナウィルス感染症対策の基本方針」の策定を踏まえ、各県立病院に対し、今後の患者の増加等を見据えた医療提供体制の整備等について、医療局長通知を発出した。各県立病院では、患者の増加や重症者への対応を踏まえた医療提供体制の整備に向けて準備を進めている。 ・　個人防護服、マスク、消毒薬等の資機材は、一定程度保有しているものの、今後対応が長期化した場合に備え、総務省リエゾン等に対し、医療用資機材の確保に関する要望を行っている。
（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
医療提供体制の整備 　人工呼吸器の整備など、地域における医療提供体制の整備を支援する。 （国：予算額　133 億円） **需給両面からの総合的なマスク対策** 　医療機関向けマスクについて、国が購入して保有し、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。 （国：予算額　186 億円）
（３）（２）を踏まえた対応方針
・新型コロナウィルス感染症が多数発生した際の医療提供体制を強化するため、各県立病院で必要とする資機材等について調査中。 ・医療従事者用マスクに関しては、引き続き保健福祉部と連携し確保していく。
（４）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　　企業局

（1）これまでの取組状況（主な現状等）
ア　対外的な取組について ①　ＰＲ事業の休止について 施設見学者の受け入れ及び企業局施設カードの配布を当面休止することとした。 ②　工事及び業務の一時中止措置等について 受注者の意向により、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長に対応することとした。 イ　職員の感染予防について ①　感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて 知事部局の通知に準じて、企業局でも同様に取り扱うこととした。 ②　感染患者の発生に伴う出張等の対応について 各種研修会や会議など感染リスクが想定される出張等については、原則、当面見合わせることとした。 ③　感染予防について 職員のマスクの着用やこまめな手洗いなど感染予防策の徹底を掲示している。 ウ　工事等への影響について 一部の工事において、中国からの資材調達が困難となったものがあり、繰越のうえ工期延長とすることとした。
（2）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
特になし。
（3）（2）を踏まえた対応方針
特になし。
（4）その他
〇新型インフルエンザ事業継続計画（平成 21 年度策定）の準用について ・企業局職員に感染者が発生した場合は、当該計画を準用して企業局の事業を継続させることを想定している。

新型コロナウイルス感染症に係る取組状況

部局等名　教育委員会

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

①　小・中・高等学校等における一斉臨時休業に係る２月 28 日付け文部科学事務次官通知に基づき、**県立学校及び市町村教育委員会に対し臨時休業の対応について通知**（２月 28 日付)。
　臨時休業等の状況は「別紙」のとおり。

②　３月２日付け文部科学省及び厚生労働省連名通知に基づき、県立学校及び市町村教育委員会に対し、**学校において子どもを預かることや、教員が放課後児童クラブ等の業務に携わること等について、柔軟な対応を求めることを通知**（３月５日付）。
　なお、**一部の学校**において、**子どもの受入れや放課後児童クラブへの教員派遣に対応中。**

③　２月 26 日付けスポーツ庁及び文化庁からの通知に基づき、県中体連等の関係団体に対し、イベントの自粛について通知（２月 28 日付）。

④　県立青少年の家を３月３日から 31 日まで休所にするとともに、県立図書館・博物館・美術館のイベントの中止・延期等を実施。

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

①　**学校給食休止に伴う保護者の負担軽減等**
　学校設置者が、学校給食休止により**保護者に学校給食費を返還**するために要した費用や、**キャンセルできなかった給食食材の購入等**に要した費用を、**国が補助**（補助率 3/4、地方負担額の 80％は特別交付税措置あり）

②　**学校給食の安全・安心の確保**
　学校給食再開に向けて、学校給食調理業者の衛生管理の徹底・改善を図るための**職員研修の実施や設備等の購入を地方公共団体が支援する事業**に対し、**国が補助**（補助率 2/3、地方負担額の 80％は特別交付税措置あり）

※上記文部科学省所管事業の内容については、市町村教育委員会に周知済（３月 11 日付）

（３）（２）を踏まえた対応方針

①　**学校給食休止に伴う保護者の負担軽減等**
- 　**市町村教育委員会**に対し情報提供や助言等を行い、**緊急対策の活用を支援**していく。
- 　**県立特別支援学校等**を対象に、現在、**キャンセルできずに給食食材を購入した事例**や、**保護者に対し返還すべき学校給食費の有無を確認中。**

②　**学校給食の安全・安心の確保**
　(公財)岩手県学校給食会等と連携し、**対応の方向性を検討**していく。

（４）その他

　引き続き、**関係部局や市町村教育委員会等と連携**し、**学校現場等の実情など丁寧な把握**に努め、**柔軟に対応**していく。

別　紙

【新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業措置状況】

１　小学校・中学校・義務教育学校（県立中を含む）

【臨時休業開始日】

	3/2 （月）	3/3 （火）	3/4 （水）	3/6 （金）	3/7 （土）	3/9 （月）
自治体数	8	16	5	1	1	3
小学校数	52	98	111	10	5	33
中学校数	25	53	56	4	1	18
義務教育学校		1				
学校数合計	77	152	167	14	6	51
			（令和２年３月２日現在）			

２　県立高等学校

卒業式が３月２日(月)、３日(火)の両日に実施する８校を除き、３月２日(月)から春季休業に入るまでの間、臨時休業としている。

なお、３月２日（月）から５日（木）までの間、私物の持ち帰り等のため、必要に応じ、登校日を１日程度 設けても構わないものであること。

３　特別支援学校

【臨時休業開始日】

	3/2 （月）	3/3 （火）	3/4 （水）	3/5 （木）
特別支援学校	8	3	0	3
	（令和２年３月２日現在）			

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　県警察本部

（１）これまでの取組状況（主な現状等）
○　主な現状（指示事項） ・　空港、港湾、病院等におけるトラブル防止のための警戒警備 ・　混乱に乗じた各種犯罪抑止と取締りの徹底 ・　関連情報の収集 ・　職員・家族の感染予防対策 等について各種通達等を発出して指示している。
（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
・　運転免許の更新手続きが出来ず、失効してしまった場合には、学科、技能試験を受けることなく免許の再取得が可能となる。 ・　マスクの転売については、国民生活安定緊急措置法に基づく譲渡制限措置の導入によるもので、罰則は１年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金が科されることとなる。
（３）（２）を踏まえた対応方針
・　運転免許証の失効の取扱いについてはマスコミを通じ広報し周知を図っている。 ・　マスクの転売に関しては、関係所属において各署に対して認知した場合の即報を指示しており、事案を認知した場合には適正に捜査を推進する方針である。
（４）その他

新型コロナウイルス感染症に係る取組状況

部局等名　盛岡広域振興局

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

１　対策本部盛岡地方支部について（２/21 設置）

①　支部会議の開催

第１回２/21、第２回２/28、第３回３/６、第４回３/17 開催予定

②　構成メンバー

局内各部長、教育事務所長、県立学校長、県立病院長、管内４警察署長

オブザーバー管内８市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）

２　管内市町の状況について

①　対策本部の設置状況（３/12 現在）

盛岡市 2/28、滝沢市 3/3、葛巻町 2/28、岩手町 2/27、雫石町 3/6、矢巾町 3/6　紫波町（警戒本部）3/11　その他は庁内連絡会議により対応

②　管内小中学校の臨時休業

市町の状況に応じて３/２～９の間に臨時休業。臨時休業対応として、放課後児童クラブ開所時間の延長、事業所による託児場所の設置、子ども食堂を運営する団体が食材を配布

③　各種検診

特定健診や各種がん検診などの集団検診は、検診実施機関等との関係から、４月以降、予定どおり実施せざるを得ない状況

３　管内宿泊業・事業者の状況について

①　宿泊施設でキャンセルが発生しており、雇用調整助成金制度の活用を検討する動きあり

②　管内市町、商工指導団体窓口では、宿泊業、飲食業等の事業者から、融資・雇用調整助成金制度に関する相談が増加傾向

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

（３）（２）を踏まえた対応方針

（４）その他

１　市町村支援

・　引き続き、支部会議を開催し、情報の提供や共有を図るとともに、保健所における一般相談を実施

・　感染者の発生状況に応じ、市町村支援の窓口設置を検討

２　事業者支援

・　引き続き、中小企業等金融相談窓口を設置するとともに、管内市町・商工指導団体等と連携し、融資制度等の周知・あっせんを実施

・　事業所訪問等による状況把握を実施

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　県南広域振興局

（1）これまでの取組状況（主な現状等）
1　新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部の設置及び支部委員会議の開催 （1）地方支部設置　令和２年２月21日（奥州地方支部、花巻地方支部、一関地方支部） （2）地方支部委員会議の開催 　奥州地方支部　２月25日、３月２日、３月９日、３月16日（開催予定） 　花巻地方支部　２月25日、３月２日、３月９日、３月16日（開催予定） 　一関地方支部　２月25日、３月16日（開催予定） （3）地方支部委員会議の概要 　本部会議結果、新型コロナウイルス感染症の動向、局・保健所の対応状況について、情報共有・意見交換を行った。 **２　感染症対策連絡会議等の開催** （1）開催期日 　奥州地方支部管内　１月29日、２月28日 　花巻地方支部管内　２月４日、２月26日 　一関地方支部管内　１月30日、２月25日 （2）出席者 　医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防、警察、介護・高齢者福祉施設団体、保育施設団体、教育事務所、県立学校、市町 （3）概要 　関係機関で、現状や対応方針について情報共有・意見交換を行った。
（2）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）
（3）（2）を踏まえた対応方針
（4）その他（今後の取組方針）
○　地方支部委員会議等により、管内市町や関係団体等の対応状況や要望を随時把握するともに、関係公所・団体間で連携を密にして対応していく。 ○　これまで市町との情報共有は感染症対策連絡会議を通じて行ってきたが、情報共有をさらに徹底するため、３月16日以降に開催する地方支部委員会議に各市町もオブザーバーとして出席を依頼することとした。 ○　小中学校等の休校に伴う職員の業務等への影響 　１　休暇取得状況（３月２日～３月11日） 　（1）職員（任期付職員、再任用職員含む）684名中19名（2.8%）延べ23日2時間 　（2）非常勤職員・期限付臨時職員　231名中　7名（3.0%）延べ　4日4時間 　２　業務への影響 　　現時点では、所属内の相互支援により対応しており影響はない。 　３　今後の休暇取得見込み及び対応 　（1）職員（任期付職員、再任用職員含む）684名中56名（8.2%） 　（2）非常勤職員・期限付臨時職員　231名中20名（8.7%） 　　今後も、小中学校等の休校に伴う業務等への影響を随時確認し、必要な業務支援体制を確保することとしている。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　沿岸広域振興局

（１）これまでの取組状況（主な現状等）

○「帰国者・接触者相談センター」における対応
・管内相談件数　101 件（釜石 21 件、宮古 32 件、大船渡 48 件、2/8～3/10）

○各保健所管内医療機関等とのミーティング
・釜石：３月 12 日　・大船渡：３月５日　・宮古：３月中の開催に向け調整中
・各管内で感染症患者が増加した場合の医療体制等の検討について

○「金融窓口相談」における対応
・管内相談件数　８件（釜石２件、宮古３件、大船渡３件、3/2～3/11）
・相談内容　　資金繰り（宿泊・飲食業）、納品遅延（製造業）、貸付制度

○釜石港における対応
・3/10 釜石港に中国からのコンテナ船が入港し、積み荷の揚げ降ろし作業終了後に離岸（船員は中国浙江省に滞在歴があるため、仙台出入国在留管理局盛岡出張所が、船員の上陸禁止措置を取った）

〔参考〕市町村対策本部の設置状況等

地方支部	関係市町村	本部設置	開催状況
釜　石	釜　石　市	2/28	3/4 第２回本部会議
	大　槌　町	2/28	2/28 第１回本部会議、3/13 第２回本部会議（予定）
宮　古	宮　古　市	2/28	2/28 第１回本部会議、3/6 第２回本部会議
	岩　泉　町	2/19	2/20 第１回本部会議、2/28 第２回本部会議、3/12 第３回本部会議
	山　田　町	2/28	2/28 第１回本部会議、3/13 第２回本部会議（予定）
	田野畑村	2/26	2/26 第１回本部会議
大船渡	大船渡市	2/18	3/3 第２回本部会議、3/4 第３回本部会議、3/11 第４回本部会議
	陸前高田市	2/18	2/19 第１回本部会議、2/26 第２回本部会議、2/28 第３回本部会議、3/13 第４回本部会議（予定）
	住　田　町	2/18	2/27 第２回本部会議、3/4 第３回本部会議、3/12 第４回本部会議

（２）第２弾緊急対策の概要（各部局所管分）

（３）（２）を踏まえた対応方針

（４）その他

○　第３回地方支部会議を開催する予定（釜石・大船渡：３月 16 日、宮古：３月 17 日）

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名　県北広域振興局

（1）これまでの取組状況（主な現状等）
1　**新型コロナウイルス感染症対策連絡会の開催**（管内医療機関、市町村、警察署、消防本部、保健所） ・久慈保健所：2 月 6 日開催、3 月 11 日開催（市町村、保健所） ・二戸保健所：3 月 3 日開催 2　**新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部委員会議の開催** 【久慈地方支部】[令和 2 年 2 月 21 日設置] ・第 1 回：2 月 25 日（各部（室）、審査指導監、教育事務所、久慈病院、久慈高校、久慈警察署） ・第 2 回：2 月 27 日（　〃　） ・第 3 回：3 月　6 日（　〃　、管内市町村がオブザーバー出席） ・第 4 回：3 月 13 日（　〃　） 【二戸地方支部】[令和 2 年 2 月 21 日設置] ・第 1 回：2 月 25 日（各センター（センター内室含む）、審査指導監） ・第 2 回：2 月 27 日（　〃　） ・第 3 回：3 月　3 日（　〃　） ・第 4 回：3 月　6 日（　〃　、管内市町村がオブザーバー出席） ・第 5 回：3 月 16 日　開催予定 3　**中小企業向け金融相談窓口の設置**（3 月 2 日） 4　**県主催の会議、研修等の見直し（中止・縮小・延期）の他、次の感染症予防策を実施** ・参加者の体温測定 ・参加者の手指消毒 5　**久慈・二戸地区合同庁舎に手指消毒用アルコール・啓発ポスター等の設置、受付カウンター等の消毒徹底** 6　**感染症対策啓発チラシの市町村を通じた全戸配布** 7　**保健所、社会福祉施設におけるマスク、消毒用アルコールの在庫状況を調査** 8　**文部科学省からの各種調査への対応**（小中学校修学旅行実施状況、学童や放課後子供教室など子どもの預かり場所等）、**管内市町村教育委員会への情報提供**
（2）第 2 弾緊急対策の概要（各部局所管分）
（3）（2）を踏まえた対応方針
（4）その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

(1) 行動計画の作成等
 ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
(2) 物資及び資材の備蓄
(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置
(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
 ※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」
※実施すべき区域等を公示

2.「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① 市町村の対策本部を設置
② 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
⑦ 埋葬・火葬の特例
⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
⑩ 政府関係金融機関等による融資 等
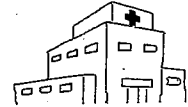
○ 施行日:平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日

感染症に対する主な措置等

措置内容	感染症法に基づく措置:医師から保健所への届出/感染症の発生の原因等の調査	感染症法に基づく措置:病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除/汚染された場所の消毒	感染症法に基づく措置:就業制限/健康診断受診の勧告・実施	感染症法に基づく措置:入院の勧告・措置	検疫法に基づく隔離等:建物の立入制限・封鎖/交通の制限	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置:<蔓延防止>・検疫飛行場及び検疫港の集約化・航空機や船舶の運航自粛・外出自粛の要請・興行場、催物等の制限等の要請・指示 等 <社会機能の維持>・臨時の医療施設の設置・緊急物資の運送の要請・指示・特定物資の売渡しの要請・収用・生活関連物資等の価格の安定・行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)(・予防接種の実施) 等
新型インフルエンザ等	●	●	●	●	●	●
一類感染症	●	●	●	●	●	
指定感染症(新型コロナウイルス)	●	●	●	●	※検疫法に基づく隔離等	
二類感染症	●	●	●	●		
三類感染症	●	●	●			
四類感染症	●	●				
五類感染症	●					

新型インフルエンザ等:新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症
(新型インフルエンザ等対策特別措置法)

一類感染症:エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症:結核、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、MERS 等
三類感染症:コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
四類感染症:狂犬病、マラリア、デング熱 等
五類感染症:インフルエンザ、性器クラミジア感染症、梅毒 等
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等に追加することについて

- 新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号）
  - 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
    - 新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）
    - 再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）
  - 新感染症（感染症法第6条第9項） ⇒ 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定（特措法第2条第1項第1号において限定）
  - 施行の日から2年を経過する日までの間で政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を追加
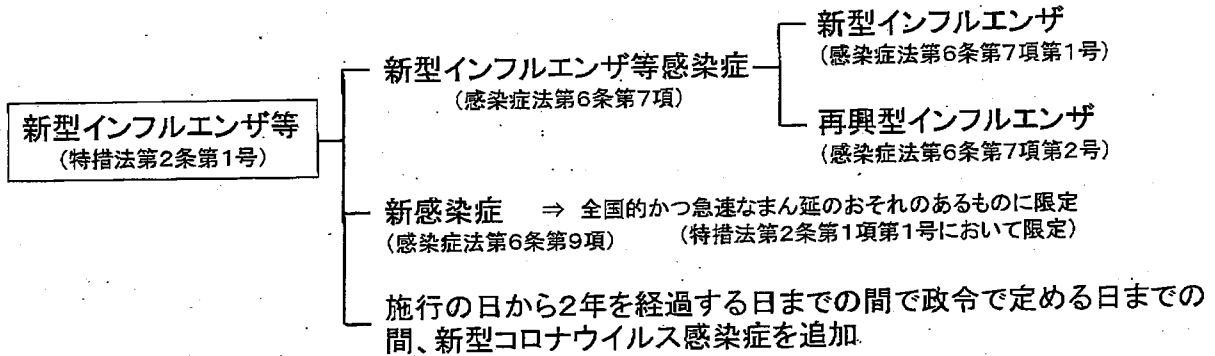
○ 新型インフルエンザとは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。（感染症法第6条第7項第1号）

○ 再興型インフルエンザとは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。（感染症法6条第7項第2号）

○ 新感染症とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。なお、新型コロナウイルス感染症については、その病原体や病状等が既に明らかになっているため、新感染症には当たらない。（感染症法第6条第9項）

○ 今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、施行の日から2年を経過する日までの間で政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別特措法の対象とし、各措置を適用可能とする。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の要件

要件①

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの）が国内で発生。（特措法*第32条前段）

> 肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、（季節性）インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高い（施行令**第6条第1項）

要件②

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態であること。（特措法*第32条後段）

> 新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者、かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は死亡した者が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合（施行令**第６条第２項第１号）

又は

> 新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合（施行令**第6条第2項第２号）

* 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
* * 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年度政令第122号）

２つの要件すべてに該当

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や学校等施設の使用制限の要請（特措法第４５条）
②病院等の医療機関が不足した場合の、臨時の医療施設の開設（特措法第４８条）
③新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等（特措法第５７条） 等

※上記の要請は、対象地域の各都道府県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断

事　務　連　絡
令和２年３月 10 日

各 (都道府県
保健所設置市
特　別　区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局健康課地域保健室

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第２弾－」の
周知について（依頼）

平素より地域保健活動の推進につきましては、格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和２年２月 13 日に、第１弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを実施しています。また、同 25 日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等をとりまとめたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第２弾－」が決定されましたので、御了知いただくとともに、管轄の保健所に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 －第２弾－（ポイント）

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約０．４兆円、金融措置総額１．６兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視**し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策
- ・**クラスター対策の専門家**を地方公共団体へ派遣
- ・介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策
- ・ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・**布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・**医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

◆PCR検査体制の強化
- ・PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・PCR検査を**保険適用**（**公費補助**により引き続き自己負担なし）

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速
- ・**緊急時に5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- ・AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

◆症状がある方への対応
- ・**傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実
- ・政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**（典型的な臨床情報等）
- ・**在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

（２）学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等
- ・正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設（10/10、日額上限8,330円）**
- ・委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方：**日額4,100円**）

◆個人向け緊急小口資金等の特例
- ・**緊急小口資金等**の特例の創設(**緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等**）

◆放課後児童クラブ等の体制強化等
- ・午前中から**放課後児童ｸﾗﾌﾞ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- ・**ファミリー・サポート・センター事業**の**利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・**企業主導型ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ利用者支援事業**の３月の割引券上限引上げ**(月24枚→120枚)**

◆学校給食休止への対応
- ・臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・**給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

（３）事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大
- ・特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化（**一斉休業等**）、**１月遡及適用**
- ・特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→**4/5**、大企業1/2→**2/3**）等

◆強力な資金繰り対策　※緊急対応策関連の金融措置：**総額1.6兆円規模**
- ・**「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設**（**5,000億円規模**）し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保**の資金繰り支援
- ・信用保証協会によるｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・**日本政策投資銀行（DBJ）**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（**2,040億円**）
- ・民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応
- ・**国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ﾌｧｼﾘﾃｨ」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・**DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応
- ・魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

（４）事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備（令和２年３月10日閣議決定）
- ・新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用**

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応
- ・上陸拒否･査証制限措置､検疫強化､感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等
- ・**確定申告期限の延長**（令和２年４月16日まで）、**運転免許の更新の臨時措置**等
- ・公共工事等の柔軟対応（**工期の延長等**）や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化
- ・WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策　―第２弾－

（令　和　２　年　３　月　１０　日
新型コロナウイルス感染症対策本部）

１．基本方針

新型コロナウイルス感染症については、令和２年２月 13 日に、第１弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費 103 億円を含む総額 153 億円の対応策を実行している。また、同 25 日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等をとりまとめた。

現在、新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえれば、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期にある。まずは、国内における感染拡大を防止するため、政府として万全の対応を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息を目指す。

子どもたちの健康と安全を第一に考え、政府として、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、臨時休業の要請を行ったところであるが、これに伴って生じる諸課題に対しては、本対応策に基づき責任を持って対応する。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対しては、事業規模 26 兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するとともに、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組む。このため、今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、年度末の状況等を踏まえつつ、必要な対策を講ずる。

こうした方針の下、緊急対応策第１弾（153 億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費 2,715 億円（一般会計 2,295 億円、特別会計 420 億円）の活用により、緊急対応策第２弾として 4,308 億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額 1.6 兆円規模の金融措置を講ずる。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を躊躇なく講じていく。

２．緊急対応策

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○　感染拡大防止策

感染流行の早期終息に向けては、基本方針に示すとおり、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、感染拡大防止により、患者の増加スピードを可能な限り抑制する。現状においては、専門家会議の見解を踏まえれば、感染拡大のスピードを抑制することは可能であり、国内の感染拡大防止のために、クラスター対策の専門家の地方公共団体への派遣をはじめ、あらゆる手段を尽くす。

こうした考え方の下、大規模感染のリスクを回避するため、令和２年２月 26 日に、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、中止等を要請したところである。

また、子どもたちへの感染事例も発生し、各地域において感染拡大を防止する努力がなされている中、子どもたちの健康・安全を第一に考え、教職員も含め日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備え、学校から新たにクラスターが発生する事態を避けるため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、春休みまでの臨時休業を要請した。

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設２／３等）する。

このほか、全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者や海事関係事業者等に対し、従業員の感染症対策の徹底、一般向け感染症対策の周知、駅やターミナルにおける消毒液の設置、テレワークや時差出勤の呼びかけ等を要請する。また、宿泊施設や飲食店等において、ビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方を提示する。

○　需給両面からの総合的なマスク対策

マスクについては、緊急対応策第１弾により、国内企業への設備投資支援を行ったところであるが、令和２年３月３日には、感染拡大防止策が特に必要と考えられる都道府県のうち、感染者の広がりが見られる市町村の住民に対して、国がマスクを一括して購入し、各世帯に緊急に直接配布する取組を開始したところである。現下の品薄状態を踏まえ、

こうした取組を更に充実し、需給両面から総合的なマスク対策を講ずる。

需要面では、インターネット等においてマスクが高額で取引される事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があることから、国民生活安定緊急措置法を適用し、こうしたマスクの転売行為を禁止する。

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して 2,000 万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも１人１枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、まず、1,500 万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを経由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。こうした取組とあわせ、地方公共団体からの要請に基づき、メーカーと卸業者により医療機関向けのマスクの優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないよう万全を期す。

さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援（補助率：中小企業３／４、大企業・中堅企業２／３）も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図る。

今後も、マスクの需給状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、必要な対策を果断に講じていく。

また、マスク以外の物資についても、国民の間で円滑な供給について不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含め、必要な対応を行う。

○　ＰＣＲ検査体制の強化

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方がＰＣＲ検査を受けることができるよう、体制を強化する。

緊急対応策第１弾により、国立感染症研究所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等の検査体制構築を行った結果、１日約 6,200 件を超える検査能力を確保しているところであるが、民間検査機関等へ

の検査設備の導入を支援（補助率：１／２）し、本年３月中に１日最大7,000 件程度に拡大させる。

また、ＰＣＲ検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の検査精度等に関する実証や操作性の確認を行い、本年３月中の利用開始を目指す。

加えて、必要なＰＣＲ検査が各地域で確実に実施できるよう、検査実施の広域融通を国が仲介する。

さらに、ＰＣＲ検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。その際、引き続き自己負担分が生じないよう、公費で補助する。

○　医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で 2,000 を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には 5,000 を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

また、重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入など、地域における医療提供体制の整備等を支援する（補助率：１／２）等、必要な措置を講ずる。

あわせて、感染拡大の懸念等から健康不安に関して遠隔で医師に相談したいというニーズに対処するため、遠隔健康医療相談窓口を設置する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、ＡＭＥＤの研究費や厚生労働科学研究費といった各種研究費制度を十分に活用し治療薬の有効性確認等の研究を順次拡大するとともに、ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組を進める。

○　症状がある方への対応

健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、発熱などの自覚症状があり自宅療養を行った場合も対象となるなどの取扱いを明確にし、周知徹底する。国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

○　情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況、手洗い等の感染予防の方法、典型的な臨床情報のほか、受診・検査体制や医療提供体制等を、厚生労働省のホームページや政府広報などにより、国民や企業、地方公共団体など様々な主体にわかりやすく情報提供するとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開する。また、在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行うことに加え、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うための特別な体制をとる場合に要する経費について、各地方公共団体に対する交付限度額（運営費）を倍額まで増額する。

あわせて、在外公館、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）などを通じ、ＳＮＳも活用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもって国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得ることに努める。

（２）学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○　保護者の休暇取得支援等

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援し、休みが取りやすい環境の整備を強力に進める。

このため、正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は 10／10。ただし、日額上限 8,330 円。）を創設する。個人で就業する予定であった方にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために就業できなかった日数に応じて定額（4,100 円／日）を支援することとする。

また、小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることを検討するよう、地方公共団体に要請する。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整

に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○　個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方（主に休業された方）には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。また、生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば２人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とする。あわせて、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする。

○　放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する（国庫負担割合10／10）。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。放課後等デイサービスについても同様に支援する。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する（国庫負担割合10／10）。また、事業主拠出金による企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、本年３月は割引券の使用枚数の上限を引き上げる（月24枚→月120枚）。

あわせて、家庭での学習を行う児童生徒の学びの支援や心のケア等のため、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等の活用を支援する。

○　学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和２年３月２日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記

要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立３／４等)。

また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。

具体的には、

- 給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担)）
- 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担)）
- 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担)）
- 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担)）

を行う。

○　テレワーク等の推進

今回の学校の休業要請に伴い、保護者が家にとどまりつつ仕事を行う場合が増えることも想定される。感染拡大防止の観点も含め、今回の感染症対応の機会を捉え、そうした場合でも勤務が可能となるよう、テレワークを強力に推進し、新たな働き方のモデルを定着させる。

このため、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース)」について、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：１企業あたり 100 万円)。また、中小企業生産性革命推進事業において、事業継続力強化の観点から、出社が困難な場合でも自宅等で業務が可能となるテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するほか、テレワークの導入を図る企業に対するＩＣＴ専門家の無料相談対応を推進する

など、企業のテレワーク環境整備を支援する。
　また、中央官庁においても、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施するとともに、地方公共団体におけるテレワークの推進等についても要請する。
　あわせて、時差出勤についても強力に推進するとともに、労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助する。
　働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては、閣議決定にある「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底する。

（３）事業活動の縮小や雇用への対応

○　雇用調整助成金の特例措置の拡大

　新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じている。その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大する。
　具体的には、
・　支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
・　他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小２／３→４／５、大企業１／２→２／３）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
・　支援については本年１月に遡って実施する
等の措置を講ずる。
　また、窓口の体制の充実等を図る観点から、全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、年度末の状況等を踏まえつつ、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける。
　なお、前出の個人向け緊急小口資金等の特例により、フリーランス、

個人事業主の方等も含め、資金貸付の据置期間や償還期限の延長、償還免除の措置を設けることとし、雇用調整助成金とともに、セーフティネットを強化する。

○　強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額 1.6 兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充（5,000 億円規模→6,000 億円規模）に加え、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに 5,000 億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長５年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第１弾で講じた 5,000 億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を 0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証４号及び５号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の 100%（地域を指定する４号）又は 80%（業種を指定する５号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の 100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。

これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040 億円の金融措置を講ずる。
あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。
民間金融機関に対しては、令和２年３月６日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更に迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○　サプライチェーン毀損への対応

中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を１年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象とすることで早急な支援を可能とする。
あわせて、下請取引について、仕入れの遅れや従業員の休業による納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請する。
さらに、下請Ｇメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処する。加えて、事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。
また、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、ＪＢＩＣにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大 5,000 億円規模の資金ニーズに対応する（ＪＢＩＣによる金融措置 2,500 億円）。
日中間でのハイレベルでの意思疎通を活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）等が中心となって省庁横断的に取り組むことにより、中国国内等における日系企業の活動を支援する。

○　観光業への対応

観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする。

同時に、こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備する。

具体的には、ＪＮＴＯを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めるとともに、中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応を行うほか、

・　観光地域づくり法人（ＤＭＯ）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成（ＤＭＯ・事業者に対する補助率：定額、１／２）
・　キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備（事業者に対する補助率：定額、１／２、１／３）

を支援することで、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しする。

その上で、事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、観光需要の喚起や、地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討する。

○　生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等が、家計や仕事、住まい等についての幅広い課題に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援を受けられるよう、全国の地方公共団体に対して、関係機関等とも連携し、本人に寄り添った包括的な支援を提供するよう促す。

あわせて、生きることの包括的支援の観点から、民間団体が実施するＳＮＳを活用した相談体制への支援を拡充する。

（４）事態の変化に即応した緊急措置等

○　新たな法整備

国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なもの

となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとし、関係法案を国会に提出したところである（令和２年３月 10 日閣議決定)。

○　水際対策における迅速かつ機動的な対応

水際対策については、国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限や渡航禁止勧告などを引き続き実施する。

これまでに、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域等における滞在歴がある外国人等については、特段の事情がない限り上陸を拒否する方針を決めた。他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入が続いたことから、感染拡大を防止し、国民の不安感を解消するため、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で２週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。あわせて、水際対策としての検疫強化に資するよう、中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定し、船舶での旅客運送を停止するよう要請することとした。さらに、中国又は韓国で発行済みの一次及び数次査証の効力を停止することとしたほか、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止した。引き続き、海外における感染拡大の状況を踏まえ、機動的に対応していく。

また、感染症危険情報をはじめとする感染症関連情報を機動的に発出することで、海外在留邦人及び海外渡航者に対して、適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

全国の検疫所におけるＰＣＲ検査機器を増設し、検査体制を充実させる。

○　行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達の期限等については、以下をはじめとして、柔軟に対応していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、現場に対応を徹底する。

申告所得税等の申告・納付等期限について令和２年４月 16 日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の期限での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年３月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から１か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和２年３月 15 日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○　国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（ＷＨＯ）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○　地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第１弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

（参考）緊急対応策第２弾の規模

緊急対応策第１弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第２弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

１．財政措置（4,308億円）

（１）感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策：107億円
- 需給両面からの総合的なマスク対策：186億円
- ＰＣＲ検査体制の強化：10億円
- 医療提供体制の整備：133億円
- 治療薬等の開発加速：28億円　等

（２）学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

- 保護者の休暇取得支援等
  （新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
- 放課後児童クラブ等の体制強化等：470億円
- 学校給食休止への対応：212億円
- テレワーク等の推進：12億円　等

（３）事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大：374億円
- 強力な資金繰り対策：782億円
- 観光業への対応：36億円　等

（４）事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- ＷＨＯ等による感染国等への緊急支援に対する拠出：155億円　等

２．金融措置（1.6兆円規模）

- セーフティネット貸付・保証（6,060億円）
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円）等

（注）第２弾の予備費2,715億円の内訳は、１．（1）346億円（うち一般会計346億円）、（2）1,409億円（同989億円）、（3）797億円（同797億円）、（4）163億円（同163億円）。

県民の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、県では、知事を本部長とする対策本部を設置し、

「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の設置により、感染が疑われる事例についての様々な相談にきめ細かく対応し、必要に応じて、検査、治療へと円滑につなげていく体制を構築し、感染拡大の防止を図るとともに、

県民の安全安心に密接に関係する各分野の団体とも連携し、社会・経済への影響の抑止に向けた対応を行ってきました。

幸い、これまで、県内における感染は確認されておりませんが、国内において、感染経路等の特定が困難な事例を含め、感染者の拡大が続いておりますことから、様々な不安を抱かれる県民の方々も多くおられるものと存じます。

宮城県の事例にみられるようにダイヤモンドプリンセス号から下船された方で、地元に帰られてから感染が明らかになるような場合があります。

岩手県では、ダイヤモンドプリンセス号に乗船していた方が本県に戻っているという情報は国からは得ていないところですが、県外で感染し、岩手県に戻った方がいた場合には、岩手県内で検査を受けて、適切な治療を受けられる体制は整っています。

このように一人ずつ感染者が確認された場合に対応するには十分な体制であり

ますが、東京の屋形船でのケースのように、一度に大勢の人に感染する、いわゆるクラスターが県内で発生した場合には、初動には対応できますが、感染の拡大状況によっては、国に支援を求めていく形になります。

新型コロナウイルスは、感染した人の８割は他人に感染させていないということですが、一人から多くの人に感染させる事例も確認されていることから、集団感染の発生を防ぐことが重要と考えています。

県民の皆様には次のことをお願いしたいと思います。

・　自分自身と周囲の方々を感染から守るために、通常の感染防止策が極めて重要であることをご理解いただき、手洗い、咳エチケットを正しい方法で徹底していただくこと

・　風邪のような症状がある場合には、無理をせず、会社、学校などを休み、外出を控えるとともに、発熱や呼吸器症状が続く場合など、心配な方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談いただくこと

相談の内容に応じて、帰国者・接触者外来に案内し、新型コロナウイルス感染症の検査等に進んでいただく場合や、また、症状などから、それぞれの疾病、持病に応じて、かかりつけ医への受療あるいは自宅での安静・療養などにそれぞれ御案内していきます。

・　トイレットペーパーなどの品不足が問題になっていますが、トイレットペーパーはほぼ全て国産で賄われているとのことであり、国内で不足する

不安は全くありませんので、普通の消費行動をお願いしたいと思います。

・　一方で、マスクについては、中国からの輸入に大きく頼っていたことから、現在、全国的に不足している状況にあります。国が業界団体に大幅な増産を要請するとともに、医療の現場など優先度の高いところから供給することとなっていますので、ご協力をお願いします。

以上が、今の段階で県民の皆様にお伝えしたいことです。

県民の皆様には、適切な情報に基づいた対応を心がけていただくとともに、ご自身と周囲の方々を守るために、ご協力をいただくようお願いします。

令和２年３月６日

岩手県知事　　達増　拓也